

マイナンバー（個人番号）制度開始後の介護保険の手続について

平成28年1月からの社会保障・税番号制度開始に伴い、マイナンバーの記載欄が設けられた各種申請・届出を行う際には、成りすまし等の不正行為を防止するために、マイナンバーが分かる書類（番号確認）と本人確認書類（身元確認）が必要になります。

なお、自身のマイナンバーが不明で申請書・届出書への記載が難しい場合には、記載がなくても申請書・届出書は受理します。マイナンバーの記載がない場合は、個人番号確認書類等は必要ありません。

本人申請の場合

本人による申請・届出の場合は、（ア）及び（イ）が必要となります。

（ア）番号確認

【確認書類】いずれか1点

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票

（イ）身元確認

【確認書類】下表「添付していただく本人確認書類」

代理人申請の場合

代理人による申請・届出の場合は、（ア）から（ウ）が必要となります。

（ア）代理権の確認

【確認書類】

代理人の場合は、被保険者本人からの委任状で確認します。

（イ）代理人の身元確認

【確認書類】下表の本人確認書類

（ウ）被保険者本人の番号確認

【確認書類】いずれか1点の写し

被保険者本人の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票

郵送で申請の場合

上記「本人申請の場合」と同様の書類の写しを同封して郵送してください。

代行申請の場合

ケアマネジャーによる代行手続の場合の（ア）及び（イ）が必要となります。

（ア）被保険者本人の番号確認

【確認書類】いずれか1点の写し

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票

（イ）被保険者本人の身元確認

【確認書類】下表の「添付していただく本人確認書類」の写し

上記（ア）（イ）と申請書を封筒に封入し手続代行者に渡してください。

添付していただく本人確認書類（有効期限内のものに限る）

個人番号カード（両面）を提出する場合は、他の身元確認書類の写しは不要です。

	1枚で足りるもの ※公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類	2枚以上が必要なもの ※公的機関が発行した氏名や生年月日または住所の記載がある書類
本人確認書類の種類（例）	<ul style="list-style-type: none">運転免許証旅券（パスポート）住民基本台帳カード（顔写真付き）在留カード特別永住者証明書海技免状小型船舶操縦免許証電気工事士免状船員手帳身体障害者手帳療育手帳	<ul style="list-style-type: none">住民基本台帳カード（顔写真なし）国民健康保険被保険者証後期高齢者医療被保険者証健康保険被保険者証船員保険被保険者証介護保険被保険者証介護保険負担割合証介護保険負担限度額認定証共済組合員証年金手帳年金証書共済年金または恩給等の証書

